

取消に係る主な添付書類

| 事 由 | | 取 消 日 | 添 付 書 類 |
|----------|-----------|----------------|--|
| 死 亡 | | 死亡日の翌日 | <ul style="list-style-type: none"> ・死亡日が確認できる書類（戸籍抄本・死亡診断書など） ・国民年金第3号被保険者届（配偶者のみ） |
| 離 婚 | | 離婚日 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（子供の親権確認含む） |
| 就 職 | | 就職日 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労開始日が確認できる書類（健康保険証の写し、雇用証明書など） |
| 所得増加 | 給与収入 | 恒常的な収入の発生日 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払明細書の写し（収入増加前の2～3ヶ月分も含む） |
| | 年 金 | 年金支払通知書等を受領した日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金支払通知書または年金改定通知書の写し |
| | 父母の合算収入増加 | 合算収入増加事実の判明日 | <ul style="list-style-type: none"> ・父母双方の年金支払通知書または年金改定通知書の写し、給与支払明細書の写し等 |
| 雇用保険受給開始 | | 受給の開始日 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の両面の写し |
| 別 居 | | 別居日 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票または生計関係がなくなったことが分かる書類の写し |

被扶養者の認定の基準となる所得について

組合員の被扶養者として認定できる者は、組合員の収入により生計を維持している者で、その被扶養者の認定要件としての基準となる所得は「130万円(月額108,334円)未満」です。ただし、障害を支給事由とする給付又は60歳以上の者であって、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金による所得である場合は「180万円(月額150,000円)未満」となっています。また、認定上の所得は、所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとする者の年間における恒常的な収入総額です。

- (1) 給与所得……収入の総額
- (2) 事業所得……総収入から必要経費を控除した額
- (3) 資産所得……総収入から必要経費を控除した額
- (4) その他……収入の総額(雇用保険、傷病手当金、年金・恩給、利息等)

※ 必要経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められた経費をいう。

必 要 経 費 控 除 科 目

| 科 目 | 小 売 業 | 飲 食 業 | アパ-ト経営 | 理 美 容 業 | そ の 他 | 科 目 | 農 業 所 得 用 |
|-----------|-------|-------|--------|---------|-------|---------------|-----------|
| 売 上 原 価 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | 雇 人 費 | ○ |
| 租 税 公 課 | × | × | × | × | × | 小 作 料・賃 借 料 | ○ |
| 荷 造 運 賃 | ※△ | × | × | × | × | 減 価 償 却 費 | × |
| 水 道 光 熱 費 | △ | △ | × | △ | △ | 貸 倒 金 | × |
| 旅 費 交 通 費 | × | × | × | × | × | 利 子 割 引 料 | × |
| 通 信 費 | △ | △ | △ | △ | △ | 租 税 公 課 | × |
| 広 告 宣 伝 費 | × | × | × | × | × | 種 苗 費 | ○ |
| 接 待 交 際 費 | × | × | × | × | × | 素 蓄 費 | ○ |
| 損 害 保 険 料 | × | × | × | × | × | 肥 料 費 | ○ |
| 修 繕 費 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 飼 料 費 | ○ |
| 消 耗 品 費 | △ | △ | △ | △ | △ | 農 具 費 | ○ |
| 減 価 償 却 費 | × | × | × | × | × | 農 薬 衛 生 費 | ○ |
| 福 利 厚 生 費 | × | × | × | × | × | 諸 材 料 費 | ○ |
| 給 料 賃 金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 修 繕 費 | ○ |
| 外 注 工 賃 | × | × | — | × | × | 動 力 光 熱 費 | △ |
| 利 子 割 引 料 | × | × | × | × | × | 作 業 用 衣 料 費 | △ |
| 地 代 家 賃 | △ | △ | △ | △ | △ | 農 業 共 済 掛 金 | × |
| 貸 倒 金 | × | × | × | × | × | 荷 造 運 賃 手 数 料 | ○ |
| 研 修 費 | × | × | × | × | × | 土 地 改 良 費 | ○ |
| 雑 費 | × | × | × | × | × | 地 代 家 賃 | ○ |
| 青色申告控除額 | × | × | × | × | × | 雑 費 | × |

※は運送業のみ○

注1 ○×△は必要経費として計上された経費

注2 △の項目については、原則として自家消費分との区別が明らかである場合を適とする。

注3 給料・賃金については、その事業を行うにあたり、最小限の業務補助的な人件費とすべきものであり、従業員一人に対し130万円以上の給料を支給していたり、複数の者に合計130万円以上の給料等を支給している場合は控除不可とする(その給料により生計を維持している者がいるのに、その者が扶養されていることは社会通念上不合理であることによる)